

「無災害記録証(第3種)」を授与しました

令和4年12月9日



写真左：水戸労働基準監督署長

写真右：株式会社日立ビルシステム水戸事業所水戸安全推進グループ黒沢伸行氏

水戸労働基準監督署（署長 小室 順）は12月9日、管内にある株式会社日立ビルシステム水戸事業所（以下「同事業所」という。）に対し、厚生労働省労働基準局長の無災害記録証（第3種）を授与しました。

無災害記録証は、業種と規模に応じて定められた一定の無災害記録の時間数に到達した事業場に対して、厚生労働省労働基準局長が無災害記録証を授与する制度です。本制度は、無災害の時間数に応じて第1種から始まり第5種までの5段階に分けられています。

同事業所は、エレベーターやエスカレーター等のビル設備を製造する事業場です。同事業所では、リスクアセスメントを効果的に実行し危険源を事前に特定すること、また、労働者個人に合わせた手袋やゴーグル等の保護具を選定し作業動作に支障が出ない状態とする取組を行い、労働災害の防止に努めてきました。

同事業所の担当者は、「第5種無災害記録証を頂けるように、今後も、労働災害の防止に努めていきたい。」と意気込みを語っていました。

水戸労働基準監督署では、引き続き、労働災害の防止を目的とした無災害記録証制度の周知を図り、事業場における自主的な安全活動を促進します。

[連絡先] 水戸労働基準監督署 電話029-277-7916